

富山県PTA連合会会計規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、富山県PTA連合会(以下「本会」という。)の経理処理に関する基本を定めたものであり、収支及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ明確にすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本会の目的を達成するため必要な事業活動にかかる収支について適用する。

(経理の原則)

第3条 本会の経理は、富山県PTA連合会会則(以下「会則」という。)及びこの規則の定めによる。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次のとおりとする。

(1)一般会計

(2)特別会計

(3)基金会計

2 事業遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、特別会計及び基金会計を設けて行うものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、会則の定める、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計単位)

第6条 本会の経理は、一般会計、特別会計、基金会計ごとに区分して、収支決算を行うものとする。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は、会計専務とし、会長が指名し総会の承認を得なければならない。

(経理担当者)

第8条 経理担当者は、事務局職員とし、経理責任者の指示に従って経理事務を担当する。

(規定外事項)

第9条 この規則に定めない経理処理については、経理責任者が理事会の承認を得て行うものとする。

第2章 収支予算

(収支予算の目的)

第10条 収支予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数をもって表示し、収支の合理的な規制を行うとともに、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算の編成)

第11条 収支予算は、毎会計年度開始前に会長が事業計画に基づき作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(収支予算の特例)

第12条 やむを得ない理由により、総会を開催できない場合は、理事会の議決をもって収支予算を補正することができる。ただし、収支予算を超過する収入の範囲内に限る。

(暫定予算)

第13条 予算編成がやむを得ない理由により遅延したときは、予想される一定期間について、理事会の議決を経て前年度予算の範囲で暫定予算として執行し、次の総会にて承認を得なければならない。

(特別会計)

第14条 特定の特別会計を設ける場合は、次の各号を明確にし、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

- (1)名称
- (2)使用目的
- (3)財源
- (4)限度額

第3章 予算の執行

(予算執行)

第15条 予算は会長が執行する。ただし、経理責任者又は経理担当者に対し、その執行を委任することができる。

(事業費の使用)

第16条 事業費の使用は会長が執行する。ただし、予算科目外の支出を行う場合は、理事会の議決を経てこれを執行し、次の総会にて承認を得なければならない。

(活動の予算)

第17条 理事会が必要と認めた委員会事業に関する予算については、予算執行前に役員会の承認を得なければならない。

(資金の運用)

第18条 会長は、資金を安全に管理しなければならない。

(入金及び支払い承認事項)

第19条 会長は、経理責任者又は経理担当者に対し、入金及び支払いの承認事項を委任することができる。

(領収書の使用範囲)

第20条 一般会計又は特別会計に属する収入に限り、本会名義の領収書を発行することができる。

(事業予算執行担当者)

第21条 各委員会へ割当てられた事業予算の執行は、副会長(各委員会担当)及び委員会委員長が担当する。

第4章 決算

(決算の目的)

第22条 決算は、当該会計年度の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算報告書の作成)

第23条 経理責任者は、年度終了後速やかに決算報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 決算報告書は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(決算報告書の作成基準)

第24条 決算報告書の作成に係る財務諸表の体系、様式、用語及び記載事項については、本会の慣行を十分に尊重しなければならない。

(決算科目)

第25条 収支決算書の決算科目は、予算科目に従うものとする。

(事業等の決算)

第26条 理事会において承認された各委員会事業の決算は、事業終了後、速やかに経理責任者の承認を経て役員会の承認を得なければならない。

(各種書類の整理、保存)

第 27 条 金銭出納帳、会計帳簿及び領収書等は、整理し事業年度終了後10年間保存しなければならない。

第5章 監査

(監事の監査)

第 28 条 監事の監査対象は、一般会計及び特別会計、基金会計とする。

2 監事は、本会の会計を随時監査しなければならない。

3 監事は、役員会、理事会及び総会において、監査結果を報告しなければならない。

第6章 規則の改廃

(規則の改廃)

第 29 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成24年6月2日から施行する。

平成30年2月14日 第 3 章 予算の執行 第 17 条の一部改正

第 4 章 決算 第 26 条の一部改正

第 5 章 監査 第 28 条の一部改正